

平成 26 年5月 15 日

各 位

会 社 名 日本コンピューター・システム株式会社
代表者名 代表取締役社長 松木 謙吾
(コード番号 9709 東証第2部)
問合せ先 取締役執行役員管理本部長 山下 政司
(TEL. 06-6946-1991)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年6月 20 日開催予定の当社第 48 期定時株主総会(以下、「本株主総会」といいます。)に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成 26 年8月1日に予定しております株式会社アクセスとの合併による経営統合(以下「本合併」といいます。)に伴い、定款の一部を以下のとおり変更することにつきまして、決議をお願いするものであります。

なお、本定款変更の効力は、本合併の契約の承認議案が、本株主総会において原案どおり承認可決されることを条件として、本合併の効力発生日(平成 26 年8月1日予定)に生じることといたします。

(1) 商号の変更

商号をNCS&A株式会社(英文表記:NCS&A CO.,LTD.)に変更するものであります(変更後の定款案第1条)。

(2) 事業目的に関する変更

本合併に伴い、所要の変更を行うものであります(同第2条)。

(3) 発行可能株式総数の変更

本合併に備えるとともに、合併後も機動的な資本政策を遂行することができるよう、発行可能株式総数を 32,760,000株から60,000,000株に増加させるものであります(同第6条)。

(4) 取締役の員数に関する規定の変更

本合併に伴い、取締役の員数を増加させるものであります(同第18条)。

(5) 社外役員との責任限定契約に関する変更

社外取締役及び社外監査役との責任を限定する契約の賠償責任限度額を、法令の定める最低責任限度額に変更するものであります(同第28条、36条)。なお、第28条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 26 年6月 20 日
定款変更の効力発生日	平成 26 年8月 1 日

3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(商号) 第1条 当社は、<u>日本コンピューター・システム株式会社</u>と称し、英文では、<u>NIPPON COMPUTER SYSTEM CO.,LTD.</u>と表示する。 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. コンピュータソフトウェアの開発及び販売 2. 情報処理サービス、情報通信サービス及び情報提供サービス 3. コンピュータ利用技術の調査、研究、教育等のコンサルタント業務 4. コンピュータシステムの運営管理の受託 (新設) 5. コンピュータ機器、通信機器及び周辺機器の販売、リース、賃貸及び保守 6. コンピュータ機器用附属品、部品の販売 7. コンピュータ機器用消耗品の販売 8. 労働者派遣業 (新設) 9. 損害保険、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理店業務 10. 生命保険の募集に関する業務 11. 前各号に附帯する一切の業務 第3条～第5条 (条文省略) (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>32,760,000株</u>とする。 第7条～第17条 (条文省略)	(商号) 第1条 当社は、<u>NCS&A株式会社</u>と称し、英文では、<u>NCS&A CO.,LTD.</u>と表示する。 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. コンピュータソフトウェアの開発及び販売 2. 情報処理サービス、情報通信サービス及び情報提供サービス 3. コンピュータ利用技術の調査、研究、教育等のコンサルタント業務 4. コンピュータシステムの運営管理の受託 5. <u>データ入力並びに計算処理の受託とオンラインサービス</u> 6. <u>データベースの作成及び提供業務</u> 7. コンピュータ機器、通信機器及び周辺機器の販売、リース、賃貸及び保守 8. コンピュータ機器用附属品、部品、<u>消耗品</u>の販売 (削除) 9. 労働者派遣業 10. <u>電気通信事業法に基づく電気通信回線の転売、転貸業</u> 11. <u>不動産の賃貸、転貸に関する業務</u> 12. 損害保険、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理店業務 13. 生命保険の募集に関する業務 14. 前各号に附帯する一切の業務 第3条～第5条 (現行どおり) (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>60,000,000株</u>とする。 第7条～第17条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(員数) 第 18 条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。 第 19 条～第 27 条 (条文省略) (取締役の責任免除) 第 28 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額</u>とする。 第 29 条～第 35 条 (条文省略) (監査役の責任免除) 第 36 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額</u>とする。 第 37 条～第 43 条 (条文省略)	(員数) 当社の取締役は、<u>15</u>名以内とする。 第 19 条～第 27 条 (現行どおり) (取締役の責任免除) 第 28 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の<u>賠償責任</u>を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく<u>賠償責任</u>の限度額は、<u>法令の定める最低責任限度額</u>とする。 第 29 条～第 35 条 (現行どおり) (監査役の責任免除) 第 36 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の<u>賠償責任</u>を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく<u>賠償責任</u>の限度額は、<u>法令の定める最低責任限度額</u>とする。 第 37 条～第 43 条 (現行どおり)

以上